

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、寄附者のお住まいの市町村に、ふるさと納税先団体(大洗町)が寄附者に代わって控除申請を行う仕組みのことです。

以下の条件に当てはまる方は、ぜひご活用ください。

### ■ 特例制度対象者(以下のどちらの条件にも該当する必要があります)

- 確定申告をする必要のない給与所得者等の方。
- 本申請をする団体数が 5 団体以下の方。  
(ひとつの地方団体に複数回寄附し、その都度申請を行った場合は、1 団体として扱われます。)

### ■ 税額控除の内容

寄附した翌年の住民税が減額されます。

#### 1. 申請方法

以下の必要書類をご用意ください。②と③は下表をご参考ください。

- ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- ② 個人番号が分かる書類の写し
- ③ 本人確認ができる書類の写し(顔写真付き。**顔写真がなければ 2 つ**)

	「マイナンバーカード」を持っている人	「マイナンバーカード」を持っていない人
②個人番号確認の書類	マイナンバーカードの裏面(個人番号が記載されている面)のコピー	<ul style="list-style-type: none"><li>・通知カードのコピー</li><li>・個人番号が記載された住民票のコピーのいずれか</li></ul>
③本人確認の書類 ※顔写真付き。顔写真がなければ 2つ以上。 ※健康保険証は本人確認書類として使用できません。	マイナンバーカードの表面(顔写真が記載されている面)のコピー	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・運転経歴証明書</li><li>・旅券(パスポート)</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・在留カード</li><li>・特別永住者証明書</li><li>・健康保険資格確認書</li></ul>

#### 2. 書類の郵送

書類は、下記の宛先まで郵送してください。期日までに届かないものは処理できませんので、ご注意ください。

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

大洗町まちづくり推進課 ふるさとプロモーション係

**提出期限:寄附を行った翌年の 1 月 10 日まで(必着)**

### 3. 受付書の返送

大洗町で申請書を受け付けましたら、寄附時にご登録いただきましたメールアドレス宛にお知らせさせていただきます。

※ 年末等、寄附が集中する時期には、受付のご連絡にお時間をいただく場合がございます。

#### ■ 留意事項

- ・申請書は、寄附のたびに提出する必要があります。
- ・住所が異なるなど、申請書内容と添付資料内容とが照合できない場合は、申請をお受けできません。  
免許証等の本人確認書類に正しい情報が記載されていても、<申請書に記載がある情報>にて本申請が行われますのでご注意ください。
- ・本申請の対象条件に合わない方は、いかなる場合でも、本特例制度が適用されません。その場合は、ご自身で確定申告をする必要があります。

#### ■ 連絡事項

- ・本申請後に申請書の記載内容に変更があった場合、寄附を行った翌年の 1月 10 日までに、「申請事項変更届出書」を大洗町に提出して下さい。住所や氏名の変更が対象となります。
- ・すでにご自身で申請書を提出している場合は、改めて申請書を提出する必要はありません。
- ・確定申告を行う方で、本申請を取り消したい場合、取り消しのご連絡は必要ございません。本申請をしていても、確定申告をすれば確定申告が優先されます。

～ワンストップ特例申請はオンラインが便利です～

大洗町では「自治体マイページ」からのオンラインワンストップ特例申請に対応しております。

オンラインで申請を行う場合は、書類の郵送が不要ですのでぜひご利用ください。

↓こちらからアクセスできます(外部サイトに移動します)↓

